

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を46年3月から同年5月までは3万3,000円、同年6月から47年2月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月21日から47年3月21日まで

社会保険事務所で厚生年金の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の資格喪失日が昭和46年3月21日とされているが、私は、婚姻のため47年3月に退職したもので、婚姻のことが何も決まっていない1年以上も前のこの時期に資格喪失とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の証言及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間においてA社に昭和47年3月21日まで勤務していたことが認められる。

また、当時、申立人の後任の業務を引き継いだ同僚は、「私は、昭和47年3月にアルバイトとして入社し、昭和50年1月21日に正社員となったが、申立人が結婚を機に退職されたことを覚えている。」と証言しており、申立人の「結婚準備のために退職した。」とする主張と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和46年3月から同年5月までは、3万3,000円、同年6月から47年2月

までは4万5,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年5月31日）及び資格取得日（30年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、27年5月から29年2月までは2,000円、同年3月から同年9月までは5,000円、同年10月から30年2月までは7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月31日から30年3月1日まで

私は、昭和23年10月1日から39年1月6日まで、A社に継続して勤務していたのに、社会保険事務所でこの期間について照会をしたところ、昭和27年5月31日から30年3月1日までは厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

しかし、社名こそB社に変わっても、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は社会保険事務所の記録では、A社において昭和23年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年5月31日に資格を喪失後、30年3月1日に同事業所において再度、資格を取得しており、27年5月から30年2月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、元同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことが確認できるほか、元同僚は、申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無かったこと、及び「申立人は親方の弟で、妻子があり、申立期間も正社員として仕事をしていた。」と供述しており、また、元同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同僚の記録から、昭和27年5月から29年2月までは2,000円、同年3月から同年9月までは5,000円、同年10月から30年2月までは7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年5月から30年2月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から同年3月8日まで

私は、A社に昭和42年5月1日から46年9月14日まで継続して勤務していた。ところが、社会保険庁の記録では、46年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社のグループ会社であるB社において同年3月8日に被保険者資格を取得したとされている。私は、この間もA社で資材調達の仕事を途切れることなく続けており、保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言等から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和46年3月8日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年1月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年10月までの期間及び52年4月の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から51年10月まで
② 昭和52年4月

私は、大学を昭和48年3月に卒業し大学院などを経て52年5月に就職した。大学生の時は国民年金保険料を納付していなかったが、大学を卒業後就職して厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間は国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、大学卒業後の昭和48年4月から国民年金保険料を主に区役所で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年12月に払い出されており、この時点で申立期間①のうち48年4月から49年9月の保険料は時効により納付できない上、区役所で過年度保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人に聴取しても具体的な証言を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 437

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から39年9月まで

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、当時、同居していた従姉は未納期間が無いとされている。その従姉の国民年金の加入手続も納付も私の母がしていたはずである。母が従姉の保険料は納めて、私の保険料を納めないとは考えられないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、また、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する昭和41年4月1日発行の国民年金手帳には、資格取得日が39年10月3日と記されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 438

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から52年10月まで
申立期間の国民年金保険料は祖母が納付してくれていた。

私は、申立期間中に結婚し昭和50年4月にA町からB市に転居したが、転居後も祖母は度々私のところに来てくれていたもので、保険料を納付してくれていたと思う。

証明となる資料は無いが、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の祖母も既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年1月13日に払い出されており、被保険者資格取得日は52年11月12日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の祖母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から52年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和53年1月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から55年6月まで

義母が、国民年金の加入手続をしてくれ、私がか会社に勤務している期間も、ずっと保険料を納付してくれていた。会社を辞めてからは、私が自治会の集金で保険料を納付していた。

社会保険事務所から、申立期間のうち、昭和49年6月から52年12月までの保険料は還付したと言われたが、私は、受け取った覚えは無いし、義母から還付を受けたと聞いたことも無い。また、私は、1か月たりとも保険料を納付しなかった期間は無いので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和49年6月から52年12月までの国民年金保険料の還付を受けた記憶が無いと申し立てているが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳を見ると、当該期間についての還付決定及び還付決定金額の記載が確認できる上、A市の被保険者記録においても、当該期間は国民年金の被保険者資格の無い期間とされており、その他の記録内容にも不合理な点は認められず、保険料の還付を疑わせる事情は見当たらない。

また、当該期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を有することから、誤って保険料が還付されたものとは考えられない。

さらに、申立期間のうち、昭和53年1月から55年3月までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を有している上、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料や周辺事情は見当たらず、申立人の保険料を支払っていたとする義母も既に死亡していることから、保険料の納付状

況等が不明である。

加えて、申立期間のうち、昭和55年4月から6月までの期間については、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を再取得したのは55年7月25日であり、当該期間は未加入期間であるため、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和49年6月から52年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和53年1月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 440

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年6月まで

父親が結婚(昭和45年8月6日)のお祝いとして、昭和45年7月ごろにA県のB町で国民年金保険料を1年分納付してくれたと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、その父親が昭和45年7月ごろにA県のB町で申立期間の保険料を納付してくれたと思うと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は46年8月21日にC社会保険事務所で払い出されており、同年7月27日に任意加入被保険者資格が取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄を見ても、昭和46年4月から同年6月までの欄には「納付不要」の印が押されており、同年7月の欄から検認印が押されていることが確認できる。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 60 年 2 月 28 日まで
昭和 52 年 1 月ごろから A 社で働いていたのに、厚生年金保険の加入期間は 60 年 3 月 1 日から同年 12 月 10 日までしかない。

しかし、私は、食品会社での実務経験が 5 年以上必要な調理師免許を同僚と一緒に昭和 57 年 10 月に取得しており、申立期間もフルタイムで勤務していたことは間違いないので、同期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言等により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは確認することができるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、昭和 57 年に申立人と同時に調理師免許を取得したとする同僚は、58 年 3 月 10 日に厚生年金保険に加入しており、「当時は、厚生年金保険への加入は自由であり、加入している人は少なかったように思う。」との複数の同僚の証言もみられ、これらの同僚のすべてに当該事業所に初めて勤務したとする日と厚生年金保険の被保険者資格の取得日に相当の差異が見受けられる。

さらに、申立人は昭和 57 年に歯科の診療を受けており、当該医療機関が保存している申立人の口腔写真には、配偶者の健康保険被保険者証の記号番号等が記載されていることから、当時、申立人は配偶者の被扶養者として診療を受けていたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 224

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月3日から25年6月30日まで
② 昭和26年2月10日から同年6月2日まで
③ 昭和30年11月14日から32年2月21日まで

社会保険事務所に対し厚生年金保険加入記録の照会を行ったところ、昭和22年4月3日から32年2月21日までの3事業所に勤務した期間については、同年3月19日付けで脱退手当金が支給されているとのことだった。

しかし、当時の私は脱退手当金制度の存在自体を知らず、お金を受け取った覚えも無い。

再調査のうえ、これらの期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 16 日から 40 年 10 月 31 日まで

A事業所に勤務した期間について、脱退手当金を受け取っているとの回答を社会保険事務所から受けたが、私は、当時、脱退手当金をもらえるという話は知らなかったし、経済的にゆとりもあったので、脱退手当金を受け取った記憶は全く無い。

申立期間を年金額の計算対象となる期間に入れてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和41年1月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 1 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、高等学校の卒業式前にA社に入社し、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたのを覚えている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認することができる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A社に聴取しても、当時の労働者名簿、賃金台帳等の資料は廃棄済みであるとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情を得ることはできなかった。

さらに、申立人と同じ高等学校を卒業し、同時期にA社に入社したとされる申立人の同僚も、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同じ昭和 36 年 2 月 1 日となっている。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。